

障害者差別解消法の概要と道の取組について

1 法の概要

(1) 目的

障がいを理由とする差別の禁止に関するより具体的な内容を規定し、その遵守のための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進する。

平成 25 年 6 月制定、平成 28 年 4 月 1 日施行

国連「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備の一環として改正された、障害者基本法第 4 条に定める「差別の禁止」の基本原則の具体化。(H26.1 条約批准)

(2) 改正法の概要

- 国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加
- 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- 障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化
(令和 3 年 6 月公布、3 年以内に施行)

(3) 内容

【障がいを理由とする差別の禁止】

	差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体等 (各種委員会、地方独立行政法人含む)	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	努力義務 ↓ ※ <u>法的義務</u> へ

※ 令和 3 年 6 月 改正法公布
公布から 3 年以内に施行

【具体的な取組】

	項 目	国	地方公共団体等	道の取組
1	基本方針の策定	閣議決定	—	—
2	対応指針	義 務	—	—
3	職員対応要領	義 務	努力義務	○
4	相談・紛争防止等の体制整備	義 務	義 務	○
5	障害者差別解消支援地域協議会	—	できる規定	○
6	啓発活動	義 務	義 務	○

2 道の取組状況

項 目	具体的な取組
ア 職員対応要領の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」(職員対応要領)の策定(平成27年12月) ・道職員の理解促進 職場研修、新規採用職員研修等の実施
イ 相談・紛争防止等の体制整備並びに障害者差別解消支援地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・14圏域の障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会において対応(平成28年4月～) ・同委員会における関係機関との情報交換、障がい者からの相談に関する協議の実施(通年)
ウ 北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行後の差別解消の取組状況について関係機関で情報交換(平成28年3月～) 関係機関：国機関(厚生局、労働局、開発局、運輸局、経済産業局、札幌法務局)、苫小牧市、栗山町
エ 啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各(総合)振興局において市町村説明会を開催(平成27年10月～12月) ・道民フォーラムの開催 平成27年度 札幌、釧路、旭川 28年度 北見、札幌、函館、苫小牧 29年度 稚内、倶知安、札幌 30年度 留萌、帯広、札幌 令和元年度 中標津、江差、岩見沢、浦河 3年度 オンライン開催(予定) ・パンフレットの作成・配付(平成27年3月～) ・ポスターの作成・配付(平成28年3月～) ・合理的配慮事例集の策定及び改訂(平成28年5月、平成29年8月、平成30年8月) ・認知度調査の実施(平成28年から毎年実施) ・出前研修の実施、啓発パネルやDVDの貸し出し ・各種広報媒体・包括連携企業、地域FMの活用等 ・学校教育教材の作成及び学校教育における周知(平成30年7月～)
オ 市町村における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員対応要領の策定や協議会設置の促進